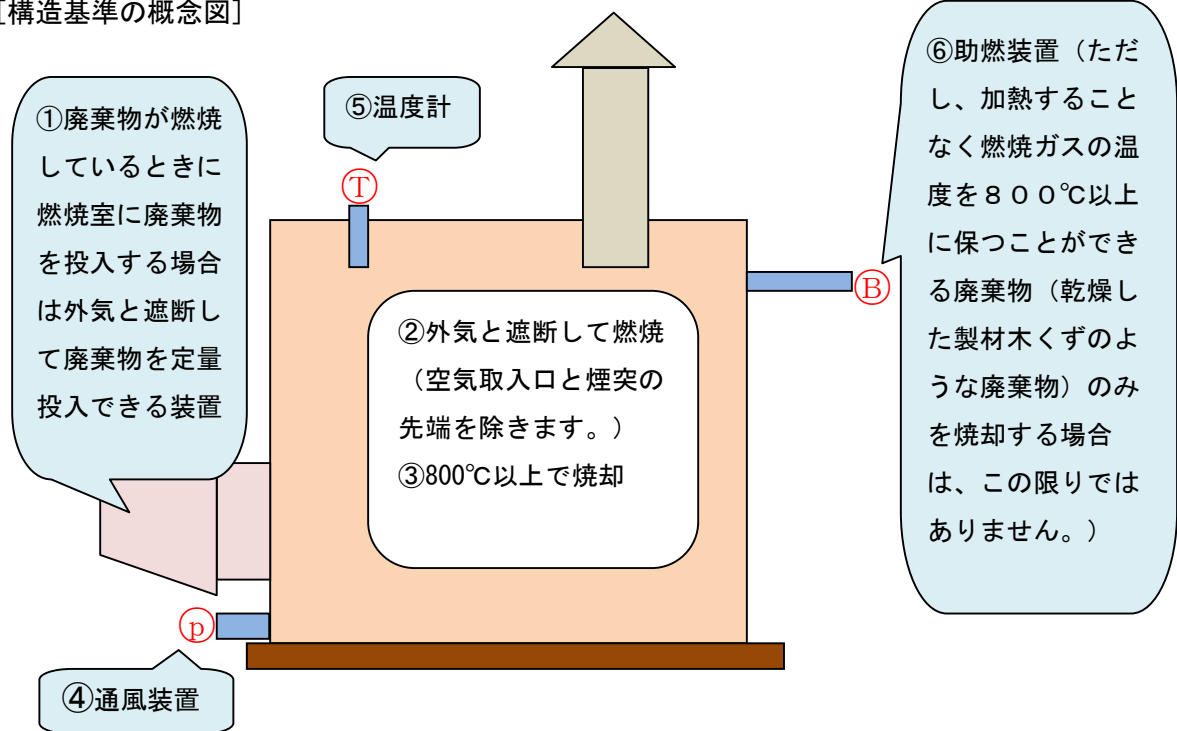


焼却炉の構造基準について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」といいます。）で定める廃棄物（ごみ）の焼却炉の構造基準及び焼却方法は、以下のとおりです。

[構造基準の概念図]



※なお、構造基準を満たしている場合でも、規模によっては、法又は金沢市環境保全条例（以下「条例」といいます。）などの関係法令に基づく許可又は届出、ばい煙検査やダイオキシン類検査の測定義務が生ずることがあります。

[焼却の方法]

- ① 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること
- ② 煙突の先端から火炎又は黒煙が排出されないように焼却すること
- ③ 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散ないように焼却すること

<参 考>

項 目	届出（条例）	許可（法）
ア 火床面積（又は火格子面積）	0.5 m ² 以上 2.0 m ² 未満	2.0 m ² 以上
イ 焼却能力	50 kg/時間 以上 200 kg/時間 未満	200 kg/時間 以上 * 1

（* 1）廃プラスチック類の焼却能力は、100 kg/日です。

[構造基準及び焼却の方法に関する関係法令]

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）
- ・ 環境大臣が定める焼却の方法（平成 9 年厚生省告示第 178 号）